

仕 様 書

- 1 件 名 地域グラウンド樹木管理業務委託
- 2 委託期間 契約締結日から令和6年（2024年）12月31日まで
- 3 委託場所 (1) 新里グラウンド（草加市新里町254番地）（別紙図1）
(2) 吉町グラウンド（草加市吉町四丁目889番地）（別紙図2）
(3) 氷川西部グラウンド（草加市氷川町1470番地）（別紙図3）
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）

5 委託内容

各グラウンド内の樹木について、次のとおり作業を行うこと。

(1) 新里グラウンド

- ① 消毒 年2回
- ② 剪定 年1回

(2) 吉町グラウンド

- ① 草刈り 年2回
 - ・草刈後発生した刈り草は受注者において処理すること。

- ② 消毒 年2回
- ③ 剪定 年1回

(3) 氷川西部グラウンド

- ① 剪定 年1回

(4) 各グラウンド共通

- ① 樹木消毒の際は、次の事項を遵守すること。
 - ・各種の病気に最も効果のある薬剤を散布する。
 - ・作業にあたっては当該薬剤の使用安全基準及び使用方法を厳守し、周辺の人畜、樹木及び対象樹木に薬害を与えないようにする。
 - ・散布日は、風、日照、降雨等の天候を考慮し、決定する。
 - ・各種法令を遵守し、農薬を使用する者が遵守すべき基準第9条に規定する事項を帳簿に記載する。
- ② 樹木剪定の際は、次の事項を遵守すること。
 - ・剪定する樹木に関しては担当者と協議すること。
 - ・樹種及び形状に応じて、枯枝、障害枝、危険枝、不要枝等を最も適切な方法により行う。

・剪定後、速やかに周囲を清掃し、発生した枝等は受注者において処理する。

- ③ 契約締結後、速やかに作業計画書を発注者に提出し、承認を受けること。
- ④ 実施前及び実施後に現場写真を撮影し、都度発注者に提出すること。
- ⑤ 履行期間終了後、遅滞なく業務完了報告書を提出すること。

6 その他

- (1) この仕様書に記載のない事項については、別途協議すること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。
- (4) 受注者は、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

7 問合せ先

草加市自治文化部スポーツ振興課 担当 鈴木
電話 048-922-2861（直通）